

離島等供給特例承認申請書

2022年9月20日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

ネサ運第195号

2022年9月20日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役
社長 松岡秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款
以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

2022年台風第14号により当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域（2022年台風第14号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる離島等供給について、被災されたお客様から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客様の2022年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々1か月間延長する。
2. 被災されたお客様が被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客様が被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約容量または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客様が被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年3月末日までに行なわれたときは、そ

の臨時工事費を免除する。

5. 被災されたお客さま（ただし、低压で供給する場合は、契約種別が従量電灯B、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、臨時電灯C、公衆街路灯C、低压高負荷契約、低压電力、臨時電力、農事用電力、低压季節別時間帯別電力、深夜電力B、第2深夜電力または融雪用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを2023年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。

以 上

別 添

離島等供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

2022年台風第14号により当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域（2022年台風第14号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災された離島等供給約款の適用を受けるお客様に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき、離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

山口県：下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町

以 上